

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 酒井 宏明 様 あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関3丁目8番1号 虎の門三井ビルディング 特許業務法人酒井国際特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 24.01.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 201608499		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2016/084514	国際出願日 (日.月.年) 21.11.2016	優先日 (日.月.年) 10.12.2015	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G02B27/01(2006.01)i, B60K35/00(2006.01)i, G02B26/10(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社リコー			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 11.01.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 山本 貴一 電話番号 03-3581-1101 内線 3295	2L 4086

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-4, 6-7	有
	請求項	1, 5	無
進歩性 (I S)	請求項	2-4	有
	請求項	1, 5-7	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 2014-095796 A (株式会社リコー)

2014.05.22, 段落【0007】 - 【0033】, 図1-2 (ファミリーなし)

文献2: JP 2015-148654 A (株式会社リコー)

2015.08.20, 段落【0007】 - 【0043】, 【0157】 - 【0163】, 図1, 10 (ファミリーなし)

請求項1及び5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載されているので新規性、進歩性を有しない。

請求項1に係る発明に関し、文献1に記載された発明の「光透過窓」を構成する「ガラス板」が、請求項1に係る発明の平板に相当する。また文献1の、例えば段落【0008】の記載等を参照し、水平面 (XY 平面) に垂直な Z 軸方向が副走査方向であるといえるから、文献1に記載された発明は、平板が、副走査方向の断面内において画像形成部 (「スクリーン S」) に対して傾斜している。

請求項5に係る発明に関し、文献1の、特に図1の記載等を参照し、文献1に記載された発明の平板は、光偏向部への入射光に対し副走査方向に角度を有するといえる。

請求項6-7に係る発明は、文献1と国際調査報告で引用された文献2とにより進歩性を有しない。

請求項6に係る発明に関し、文献1の例えば段落【0106】の記載を参照し、文献1には、文献1に記載された光走査装置をヘッドアップディスプレイに適用することについての示唆がある。他方、文献2には、プロジェクタ装置の光走査装置の光学系の構成をヘッドアップディスプレイに適用するに際し、プロジェクタ装置のスクリーンを、中間像を生成する画像形成部に置換した構成の光学系とすることが記載されている。文献1に記載された発明に文献2に記載された上記事項を適用し、画像形成部において生成される中間像を虚像として表示する画像表示装置となすことは、当業者にとって容易である。

請求項7に係る発明に関し、文献1の、例えば段落【0106】の記載等を参照。

請求項2-4に係る発明は、国際調査報告に引用された上記いずれの文献にも記載され  
補充欄に続く

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

ておらず、当業者にとって自明なものでもない。請求項 2-4 に係る発明が有する、副走査方向の断面内において、平板の端部と画像形成部の端部を対角に結ぶ 2 本の仮想線のうち、平板の垂線と形成する角度が小さい方の仮想線に対して、平板の垂線が、平板と画像形成部と形成する角が大きくなる方向に平板を傾ける旨の構成は、上記いずれの文献にも記載されていない。